

海岸事業評価手法研究会 設立趣旨

公共事業実施にあたっての透明性・客観性を確保する観点から、国土交通省河川局では、平成10年度に有識者からなる『海岸事業評価手法研究会』を設置し、海岸事業における新規採択事業評価手法をとりまとめた。

現在、上記に基づいた新規採択時評価等が行なわれているところである。しかしながら、その後の平成11年に海岸法が改正されたこと、評価手法とりまとめから5年が経過したことから、自然環境に対する世の中の関心の高まり等を踏まえて検証するとともに必要に応じて改定を行う時期にきていると考えている。

その一方で、国土交通省では『公共事業評価システム研究会』を設置し、新規事業採択時の総合的な評価の実施方針である『公共事業評価の基本的な考え方（案）』を平成14年8月にとりまとめたところである。

このようなことから、現在行っている評価手法の検証を行うとともに、海岸事業における総合的な評価の適用性について、有識者からなる『海岸事業評価手法研究会』を設置し、ご意見・ご指導を頂くものである。